自賠責保険基準料率改定の届出について

令和5年1月

# 目 次

1.	基準料率改定の前提及び基準料率の算出方法	1
2.	基準料率の改定率計算	2
3.	車種別純保険料率改定率	4
4.	改定基準料率表(12か月契約)	5
5.	保険期間別改定基準料率表(12・24・36か月契約)	9

### 1. 基準料率改定の前提及び基準料率の算出方法

### (1) 基準料率改定の前提

① 改定の実施日 : 2023年4月1日とする。

② 収支均衡期間 : 2023~2027年度の5年間とする。

### (2) 基準料率の算出方法 <sup>(注)</sup>

	基準料率の算出方法		参 考			
① 純保険料率	・水準是正					
	2022年度料率検証結果に基づく所要水準*1に是正	<b>※</b> 1	2022年度料率検証結果における2023契			
	・滞留資金の活用		約年度損害率(107.9%)			
	2022年度末の滞留資金見込額(7,239億円)を収支均衡期間で活用					
② 社費	・水準是正					
	2022年度料率検証における実績値*2をベースに、収支均衡期間内の収支が均	<b>※</b> 2				
	衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出		度支出社費(2,148億円)			
	・累計社費収支残の償却					
	2022年度末の累計社費収支残見込額(△22億円)を収支均衡期間で償却					
③ 代理店手数料	・水準是正※3	₩ 3	現行基準料率における代理店手数料			
	2021年度における契約1件当りの所要額をベースに、収支均衡期間内の収支		(1,733円)			
	が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出					
4 賦課金	・政府保障事業に充当するもの					
	純賦課金率を $\frac{2}{1,000}$ から $\frac{5}{10,000}$ に、					
	付加賦課金率を $\left(\frac{K}{K+3} \times \frac{3}{1,000}\right)$ から $\left(\frac{K}{K+4} \times \frac{2}{1,000}\right)$ に変更 $^{*4}$	<b>※</b> 4	Kは保険期間の1年に対する割合			
	・被害者保護増進等事業に充当するもの					
	車種を3グループに分類したうえで、1台あたりの年間負担額を					
	【100円、125円、150円 】として新設					

(注) すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

## 2. 基準料率の改定率計算<sup>(注1)</sup>

		A. 2023契約年度収入純保険料	5,349 億円		
純	水準是正	B. 2023契約年度支払保険金	5,771 億円		
/17	小 革 定 止	C. 損害率 (B÷A)	107.9 %		
保		D. 水準是正による改定率 (C-100.0%)	7.9 %		
険		E. 2022年度末における滞留資金見込	7,239 億円		
	滞 留 資 金 の 活 用	F. 2023~2027契約年度収入純保険料	26,759 億円		
料		G. 滞留資金の活用による改定率(△E÷F)	△ 27.1 %		
率		H. 純保険料率改定率 (D+G)	△ 19.2 % (注3)		
	純 賦 課 金	I. 純賦課金(政府保障事業)の金額変更による純保険料率改定率	△ 0.1 %		
			l		
付	水準是正	J. 水準是正による改定率	△ 1.0 %		
加	社 累計収支残の償却	K. 2022年度末における累計社費収支残見込の償却による改定率	0.2 %		
保	費	L. 社費改定率 (J+K)	△ 0.8 % (注4)		
険	付 加 賦 課 金 (政府保障事業)	M. 付加賦課金 (政府保障事業) の金額変更による社費改定率	△ 0.1 %		
料	代理店手数料	N. 水準是正による改定率	0.1 % (注5)		
率	付加賦課金 (被害者保護増進等事業)	O. 付加賦課金(被害者保護増進等事業)新設による基準料率改定率	1.2 %		
	基準料率改定率	P. 合計 ((H+I) ×0.642+ (L+M) ×0.267+N×0.091+O) (注2)	△ 11.4 %		

- (注) 1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。
  - 2. P欄の算式中の数値(0.642、0.267、0.091)は、2021年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。
  - 3. 2023年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、133.5%(=  $\frac{107.9\%}{100.0\%-19.2\%}$ )となる。

### (注) 4. 改定後の契約1件当り社費

○改定後の支出社費は、賃金、物価、社会保険等の増減率及び契約台数、支払件数の増減率を勘案して算出

				現行基準料率		改定基準料率				
			営 業 費	損害調査費	計	営 業 費	損害調査費	計		
支	事		円	円	円	円	円	円		
	業	人 件 費	2, 192	1, 156	3, 348	2, 255	1, 125	3, 380		
出	費	物件費	999	326	1, 325	944	347	1, 291		
社	その	他の事業費	264	117	381	265	109	374		
費	支出	社費計	3, 455	1, 599	5, 054	3, 464	1, 581	5, 045		
累 計 (赤字	社 費 4 :償却・	又 支 残 見 込 黒字還元分)	47	△ 3	44	17	△ 6	11		
	社	費	3, 502	1, 596	(A) 5, 098	3, 481	1, 575	(B) 5,056		
改 定 率 $\left(\frac{(B)}{(A)} - 1\right)$							△ 0.8%			

#### 5. 改定後の契約1件当り代理店手数料

○改定後の代理店手数料は、賃金、物価の増減率を勘案して算出

	現行基準料率	改定基準料率
代理店手数料	(A) 1,733 円	<sub>(B)</sub> 1,735 円
改 定 率 $\left(\frac{(B)}{(A)}-1\right)$		0.1%

# 3. 車種別純保険料率改定率 (注1)

(単位:%)

		(十四: 70)		
2023 契 約 年 度 車 種 別 損 害 率 A	車種別純保険料率 改 定 率 (注4) B	改 定 後 の 車種別予定損害率 C		
106. 2	△ 20.5			
109. 2	△ 18.2			
107. 9	△ 19.2			
117. 1	△ 12.3			
107. 4	△ 19.6			
105. 5	△ 21.0	199 F		
108. 3	△ 18.9	133. 5		
108.7	△ 18.6			
108.4	△ 18.8			
100.6	△ 24.6			
113. 0	△ 15.3			
110.0	△ 17.6			
107. 9	△ 19.2	133. 5		
	車種別損害率 A 106.2 109.2 107.9 117.1 107.4 105.5 108.3 108.7 108.4 100.6 113.0	車種別損害率       改定率         106.2       (注4)       B         109.2       (注4)       B         107.9       (注4)       18.2         107.9       (注4)       18.2         107.9       (注4)       19.2         117.1       (注4)       19.2         107.4       (注7)       19.6         108.5       (注7)       19.6         108.3       (注7)       18.9         108.4       (18.8)       18.8         100.6       (24.6)       15.3         113.0       (17.6)       (17.6)		

- (注) 1. すべての地域及び保険期間を合計した値である。
  - 2. 保険成績を安定的に把握するためには、データ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。
  - 3. 営業用貨物自動車には、自家用普通貨物2 t 超を含む。
  - 4. 車種別純保険料率改定率 (B) 欄は、2023契約年度車種別損害率 (A) 欄を基に、改定後の車種別予定損害率 (C) 欄が 全車種合計の予定損害率と同一 (133.5%) となるように算出している。

(例) 自家用乗用自動車の改定率 
$$\triangle$$
19.6% (B) =  $\frac{107.4\% \text{ (A)}}{133.5\% \text{ (C)}} - 1$ 

## 4. 改定基準料率表(12か月契約)

(1)離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 <sup>(注)</sup>

乗合自動車及び 営業 用 37,830 31,920 △ 5,910 けん引旅客自動車 自 家 用 12,630 11,530 △ 1,100 営業 用 乗 用 自 動 車 A 93,120 78,100 △ 15,020 営業 用 乗 用 自 動 車 B 74,260 62,500 △ 11,760 営業 用 乗 用 自 動 車 C 56,830 48,060 △ 8,770	率 $ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
A   B   C=B-A   D=   乗 合 自 動 車 及 び 営 業 用   37,830   31,920   △ 5,910   ○ 1,100   ○ 1,502   ○ 2,790   ○ 3,595   ○ 3,296   ○ 4,280   ○ 3,595   ○ 3,296   ○ 4,280	$ \begin{array}{c cccc}                                 $
けん引旅客自動車     自動車     自動車A     12,630     11,530     △ 1,100       営業用乗用自動車B     74,260     62,500     △ 11,760       営業用乗用自動車C     56,830     48,060     △ 8,770       営業用乗用自動車D     35,950     32,960     △ 2,990       自家用乗用自動車D     12,700     11,500     △ 1,200       「大海 資子及貨物書及の物書のは自動車目を対象車目の表現ではあるもの場面を対します。」     最大積載量が2トンを超えるもの場面を対します。 20,580     17,790     △ 2,790       小型貨物自動車日を対しまた積載量が2トン以下のもののはあるとしています。 21,130     18,230     △ 2,900       小型貨物自動車日を対しまた積載量が2トン以下のもののはあるとしています。 21,130     16,900     △ 2,220       小型貨物自動車日を対しまた積積を開発を対します。 23,330     14,280     12,850     △ 1,430       小型貨物自動車日を対しまた積積を開発を対します。 24,250     14,280     12,850     △ 1,430       小型工工業日本の主要を対象を対します。 25,550     11,440     △ 1,110       検査対象外車     7,540     7,100     △ 440	$ \begin{array}{c cccc}  & 8.7 \\  & 16.1 \\  & 15.8 \\  & 15.4 \\  & 8.3 \\  & 9.4 \\  & 15.1 \\  & 13.6 \\  & & 13.7 \\ \end{array} $
営業用乗用自動車A       93,120       78,100       △ 15,020         営業用乗用自動車B       74,260       62,500       △ 11,760         営業用乗用自動車C       56,830       48,060       △ 8,770         営業用乗用自動車D       35,950       32,960       △ 2,990         自家用乗用自動車D       12,700       11,500       △ 1,200         け業用乗用自動車D       28,380       24,100       △ 4,280         資業用最大積載量が2トンを超えるもの最大積載量が2トンを超えるもの最大積載量が2トンを超えるものとり、580       17,790       △ 2,790         最大積載量が2トンを超えるもの表土のであるといり、130       18,230       △ 2,900         最大積載量が2トン以下のものまた。19,120       16,900       △ 2,220         小型貨物自動車自家用また。11,430       18,160       15,830       △ 2,330         けん引・型貨物自動車自家用また。14,280       12,850       △ 1,430         小型二車自動車 検査対象車       12,550       11,440       △ 1,110         軽自動車 検査対象車       7,540       7,100       △ 440	$ \begin{array}{c cccc}  & 16.1 \\  & 15.8 \\  & 15.4 \\  & & 8.3 \\  & & 9.4 \\  & & 15.1 \\  & & & 13.6 \\  & & & & & 13.7 \end{array} $
営業用乗用自動車C       56,830       48,060       △ 11,760         営業用乗用自動車C       56,830       48,060       △ 8,770         営業用乗用自動車D       35,950       32,960       △ 2,990         自家用乗用自動車D       12,700       11,500       △ 1,200         公共通貨場及物售通び自動車 自家用 最大積載量が2トンを超えるもの 最大積載量が2トン以下のもの 20,580       17,790       △ 2,790         最大積載量が2トンを超えるもの 最大積載量が2トン以下のもの 19,120       16,900       △ 2,220         小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車 自家用 14,280       15,830       △ 2,330         けん引小型貨物自動車 自家用 14,280       12,850       △ 1,430         小型二車 自動車 取びけん引外型貨物自動車 自家用 14,280       12,850       △ 1,430         小型 二輪 自動車 7,270       7,010       △ 260         軽 自動車 取り車 検査対象車 12,550       11,440       △ 1,110         検査対象外車 7,540       7,100       △ 440	$ \begin{array}{c cccc}                                 $
営業用乗用自動車C       56,830       48,060       △ 8,770         営業用乗用自動車D       35,950       32,960       △ 2,990         自家用乗用自動車D       12,700       11,500       △ 1,200         大海海貨物書及物書の自動車車       28,380       24,100       △ 4,280         最大積載量が2トンを超えるもの最大積載量が2トン以下のもの最大積載量が2トン以下のものと20,580       17,790       △ 2,790         最大積載量が2トンを超えるもの最大積載量が2トン以下のもの現大積載量が2トン以下のもの目9,120       16,900       △ 2,220         小型貨物自動車日       京用       18,160       15,830       △ 2,330         けん引小型貨物自動車日       京用       14,280       12,850       △ 1,430         小型二輪自動車日       京用       14,280       12,850       △ 1,430         小型二輪自動車日       京外集車日       12,550       11,440       △ 1,110         検査対象外車       7,540       7,100       △ 440	$ \begin{array}{c ccc}                                  $
営業用乗用自動車D       35,950       32,960       △ 2,990         自家用乗用自動車       12,700       11,500       △ 1,200         は 養養用 乗用自動車       28,380       24,100       △ 4,280         最大積載量が2トンを超えるもの 自適の事車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車	$ \begin{array}{c cc} \triangle & 8.3 \\ \triangle & 9.4 \\ \triangle & 15.1 \\ \triangle & 13.6 \\ \triangle & 13.7 \end{array} $
自 家 用 乗 用 自 動 車       12,700       11,500       △ 1,200         ける 普及 物質 単 車 車 目 の	$ \begin{array}{c c} \triangle & 9.4 \\ \hline \triangle & 15.1 \\ \hline \triangle & 13.6 \\ \hline \triangle & 13.7 \end{array} $
け	$\begin{array}{c c} \triangle & 15.1 \\ \hline \triangle & 13.6 \\ \hline \triangle & 13.7 \\ \end{array}$
登業用   大積載量が2トン以下のもの   20,580   17,790   △ 2,790     最大積載量が2トンを超えるもの   21,130   18,230   △ 2,900     最大積載量が2トン以下のもの   19,120   16,900   △ 2,220     小型貨物自動車   百家用   18,160   15,830   △ 2,330     けん引い型貨物自動車   百家用   14,280   12,850   △ 1,430     小型 二輪   百動車   7,270   7,010   △ 260     軽 自動車   極査対象車   12,550   11,440   △ 1,110     検査対象外車   7,540   7,100   △ 440	<ul><li>△ 13. 6</li><li>△ 13. 7</li></ul>
最大積載量が2トン以下のもの   20,580   17,790   △ 2,790   △ 2,790   △ 2,900   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	△ 13.7
車     本     最大積載量が2トン以下のもの     19,120     16,900     △ 2,220       小型貨物自動車及び     営業用     18,160     15,830     △ 2,330       けん引小型貨物自動車自家用     14,280     12,850     △ 1,430       小型二輪自動車     7,270     7,010     △ 260       軽 自動車     12,550     11,440     △ 1,110       検査対象車     7,540     7,100     △ 440	
報車     日の     最大積載量が2トン以下のもの     19,120     16,900     △ 2,220       小型貨物自動車及び     営業用     18,160     15,830     △ 2,330       けん引小型貨物自動車自家用     14,280     12,850     △ 1,430       小型二輪自動車 7,270     7,010     △ 260       軽 自動車 取り 様 査 対象車 12,550     11,440     △ 1,110       検査対象外車 7,540     7,100     △ 440	$\triangle$ 11.6
けん引小型貨物自動車     自     家用     14,280     12,850     △ 1,430       小型二輪自動車     7,270     7,010     △ 260       軽自動車     検査対象車     12,550     11,440     △ 1,110       検査対象外車     7,540     7,100     △ 440	
小型     二輪     自動車     7,270     7,010     △ 260       軽     自動車     12,550     11,440     △ 1,110       検査対象外車     7,540     7,100     △ 440	△ 12.8
軽     自     動     車     検査対象車     12,550     11,440     △ 1,110       検査対象外車     7,540     7,100     △ 440	△ 10.0
軽     目     期     単     検査対象外車     7,540     7,100     △     440	$\triangle$ 3.6
検 査 対 象 外 車   7,540   7,100   △ 440	△ 8.8
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	△ 5.8
	$\triangle$ 3.2
緊 急 自 動 車 6,470 6,350 △ 120	△ 1.9
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 10,250 9,570 △ 680	$\triangle$ 6.6
品 自	△ 3.0
動 軽 自 動 車 検 査 対 象 車 7,100 6,890 △ 210	△ 3.0
車 単 日 動 単 検 査 対 象 外 車 7,100 6,890 △ 210	△ 3.0
特 霊 き ゅ う 自 動 車 6,740 6,580 △ 160	$\triangle$ 2.4
種 教 習 用 自 動 車 6,740 6,580 △ 160	$\triangle$ 2.4
用 途 そ 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 13,930 12,670 △ 1,260	△ 9.0
a   小型二輪自動車   8,750   8,280   △ 470	$\triangle$ 5.4
動   °   470   ☆ 対 象 車   8,750   8,280   △ 470	$\triangle$ 5.4
車     他     軽目動車     検査対象外車     8,750     8,280     △ 470	$\triangle$ 5.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)   5,250   5,320   70	1.3
被けん引軽自動車 検査対象車 5,250 5,320 70	1.3
(株) 70 所転 自 期 単 検 査 対 象 外 車 5,270 5,340 70	I. o
原動機付自転車 7,070 6,910 △ 160	1. 3

<sup>(</sup>注)保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

## (2) 離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 <sup>(注)</sup>

車 種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
中· 俚	A	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
乗合自動車及び営業用	13, 770	12, 320	$\triangle$ 1, 450	△ 10.5
けん引旅客自動車自家用	12, 630	11, 530	△ 1,100	△ 8.7
営業用乗用自動車 個人タクシーを除く	17, 890	15, 860	$\triangle$ 2,030	△ 11.3
国 采 州 米 州 日 勤 単 個 人 タ ク シ ー	17, 890	15, 860	$\triangle$ 2,030	△ 11.3
自 家 用 乗 用 自 動 車	6, 580	6, 450	△ 130	△ 2.0
け 普 最大積載量が2トンを超えるもの	13, 200	11,810	△ 1,390	△ 10.5
が 通貨物 歯び 自動 動 自家用 は 大積載量が 2 トンを超えるもの 最大積載量が 2 トン以下のもの 最大積載量が 2 トンを超えるもの 最大積載量が 2 トンドルトのもの	11, 300	10, 380	△ 920	△ 8.1
制 通び 自 動 動 自家用 最大積載量が 2 トンを超えるもの	13, 200	11,810	△ 1,390	△ 10.5
動車 車 日 最大積載量が2トン以下のもの	11, 300	10, 380	△ 920	△ 8.1
小型貨物自動車及び営業用	7, 710	7, 420	△ 290	△ 3.8
けん引小型貨物自動車 自 家 用	7, 710	7, 390	△ 320	△ 4.2
小型二輪自動車	5, 860	5, 830	$\triangle$ 30	△ 0.5
軽 自 動 車	6, 300	6, 230	△ 70	△ 1.1
横 査 対 象 外 車	5, 570	5, 580	10	0.2
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 320	5, 390	70	1.3
緊 急 自 動 車	5, 350	5, 410	60	1.1
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5, 390	5, 470	80	1. 5
品 小型 二輪 自 動 車	5, 390	5, 450	60	1.1
動	5, 390	5, 450	60	1.1
単   横 査 対 象 外 車	5, 410	5, 470	60	1.1
特 霊 き ゅ う 自 動 車	5, 260	5, 330	70	1.3
種 教 習 用 自 動 車 用	5, 260	5, 330	70	1.3
	5, 960	5, 950	△ 10	$\triangle$ 0.2
自 の 小型 二輪 自 動 車	5, 300	5, 370	70	1.3
動	5, 300	5, 370	70	1.3
車   一   横 査 対 象 外 車	5, 280	5, 350	70	1.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 250	5, 320	70	1.3
被けん引軽自動車検査対象車	5, 250	5, 320	70	1.3
検査対象外車	5, 270	5, 340	70	1.3
原 動 機 付 自 転 車	5, 350	5, 410	60	1.1

<sup>(</sup>注)保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

## (3)沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率 <sup>(注)</sup>

車. 種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
中 俚	Α	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
乗合自動車及び営業用	27, 460	23, 470	△ 3,990	△ 14.5
けん引旅客自動車自家用	12, 630	11, 530	△ 1,100	△ 8.7
営業用乗用自動車 個人タクシーを除く	52, 870	44, 790	△ 8,080	△ 15.3
国 乗 用 乗 用 日 勤 単 個 人 タ ク シ ー	35, 950	32, 960	$\triangle$ 2, 990	△ 8.3
自 家 用 乗 用 自 動 車	7, 970	7, 610	△ 360	△ 4.5
は 普	11, 110	10, 170	△ 940	△ 8.5
が 通貨物 自び 自動 動 自家用 は 大積載量が 2 トンを超えるもの 最大積載量が 2 トン以下のもの 最大積載量が 2 トンを超えるもの 最大積載量が 2 トンドル下のもの	11, 110	10, 170	△ 940	△ 8.5
制 通び 自 動 動 自家用 最大積載量が2トンを超えるもの	11, 110	10, 170	△ 940	△ 8.5
動車車 日本川 最大積載量が2トン以下のもの	11, 110	10, 170	△ 940	△ 8.5
小型貨物自動車及び営業用	8, 670	8, 220	$\triangle$ 450	△ 5.2
けん引小型貨物自動車 自 家 用	8, 670	8, 190	△ 480	△ 5.5
小型 二輪 自動車	5, 330	5, 390	60	1.1
軽 自 動 車 検 査 対 象 車	7, 970	7, 610	△ 360	△ 4.5
横 査 対 象 外 車	5, 370	5, 420	50	0.9
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 800	5, 790	△ 10	△ 0.2
緊 急 自 動 車	6, 400	6, 300	△ 100	△ 1.6
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6, 450	6, 370	△ 80	△ 1.2
品 自	5, 330	5, 390	60	1.1
動 軽 白 動 亩 横 査 対 象 車	5, 390	5, 450	60	1.1
単   横 査 対 象 外 車	5, 370	5, 420	50	0.9
特 霊 き ゅ う 自 動 車	6, 150	6, 090	△ 60	△ 1.0
種 教 習 用 自 動 車 用	6, 150	6, 090	△ 60	△ 1.0
	7, 730	7, 450	△ 280	△ 3.6
自   小型二輪自動車	7, 390	7, 140	$\triangle$ 250	△ 3.4
動 似 軽白動車 検 査 対 象 車	7, 390	7, 140	$\triangle$ 250	△ 3.4
車   地   検査対象外車	7, 410	7, 160	$\triangle$ 250	△ 3.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 250	5, 320	70	1.3
被けん引軽自動車検査対象車	5, 250	5, 320	70	1.3
検査対象外車	5, 270	5, 340	70	1.3
原 動 機 付 自 転 車	5, 350	5, 410	60	1.1

<sup>(</sup>注)保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

## (4)沖縄県の離島地域に適用する基準料率 <sup>(注)</sup>

		and the Advantage of the		(単位:円、%)
車種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
	A	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
乗 合 自 動 車 及 び 営 業 用	13, 770	12, 320	△ 1,450	△ 10.5
けん引旅客自動車 自 家 用	12, 630	11, 530	△ 1,100	△ 8.7
営業用乗用自動車 個人タクシーを除く	17, 770	15, 740	$\triangle$ 2,030	△ 11.4
個人タクシー	17, 770	15, 740	$\triangle$ 2,030	△ 11.4
自 家 用 乗 用 自 動 車	6, 580	6, 450	△ 130	△ 2.0
け 普 最大積載量が2トンを超えるもの 最大積載量が2トンを超えるもの	10, 770	9, 850	△ 920	△ 8.5
貨 切 <sub> </sub>	10, 340	9, 600	△ 740	△ 7.2
物 音楽物 自 通 り 動 自 家用 最大積載量が 2 トンを超えるもの	10, 770	9, 850	△ 920	△ 8.5
最大積載量が2トン以下のもの	10, 340	9,600	△ 740	△ 7.2
小型貨物自動車及び 営業 用	7, 690	7, 400	△ 290	△ 3.8
けん引小型貨物自動車 自 家 用	7, 690	7, 380	△ 310	△ 4.0
小型 二輪 自動車	5, 330	5, 390	60	1.1
軽 自 動 車 検 査 対 象 車	5, 620	5, 660	40	0.7
横 查 対 象 外 車	5, 370	5, 420	50	0.9
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 320	5, 390	70	1.3
緊 急 自 動 車	5, 350	5, 410	60	1.1
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5, 390	5, 470	80	1.5
品 小型 二輪 自動車	5, 330	5, 390	60	1.1
動   軽 白 動 車   検 査 対 象 車	5, 370	5, 430	60	1.1
車 単 黄 黄 黄 黄 黄 象 外 車	5, 360	5, 420	60	1.1
特霊きゅう自動車	5, 260	5, 330	70	1.3
種 教 習 用 自 動 車	5, 260	5, 330	70	1.3
用	5, 490	5, 560	70	1.3
中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	5, 300	5, 370	70	1.3
動	5, 300	5, 370	70	1.3
車 他 軽目動車 検査対象外車	5, 280	5, 350	70	1.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 250	5, 320	70	1.3
被けん引軽自動車検査対象車	5, 250	5, 320	70	1.3
被けん引軽自動車 検査対象外車	5, 270	5, 340	70	1.3
原 動 機 付 自 転 車	5, 350	5, 410	60	1.1

<sup>(</sup>注)保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

## 5. 保険期間別改定基準料率表(12・24・36か月契約)

離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 (注)

(単位:円、%)

	1	2 か月 (	1 年 ) 契 %	約	2	4 か月 (	2 年 ) 契 彩	óı I	3	6 か月(	3 年 ) 契 ;	位:円、%) 約
車種	現行		改定額	改定率	現行	改定	改定額	改定率	現行	改定	改定額	改定率
	基準料率	基準料率	以上領	以上平	基準料率	基準料率	以上領	以化学	基準料率	基準料率	以上領	以及华
	A	В	C = B - A	$D = C \div A$	E	F	G = E - E	$H = G \div E$	I	J	K = J - I	$\Gamma = K \div I$
乗合自動車及び営業用	37, 830	31, 920	△ 5,910	$\triangle$ 15.6								
けん引旅客自動車 自 家 用	12, 630	11, 530	△ 1,100	△ 8.7								
営業用乗用自動車A	93, 120	78, 100	△ 15, 020	△ 16.1								
営業用乗用自動車B	74, 260	62, 500	△ 11,760	$\triangle$ 15.8								
営業用乗用自動車 C	56, 830	48,060	△ 8,770	$\triangle$ 15. 4								
営業用乗用自動車 D	35, 950	32, 960	$\triangle$ 2, 990	$\triangle$ 8.3								
自 家 用 乗 用 自 動 車	12, 700	11, 500	△ 1,200	△ 9.4	20, 010	17, 650	△ 2,360	△ 11.8	27, 180	23, 690	△ 3, 490	△ 12.8
普 ん 営 最大積載量が2トンを超えるもの 業 業	28, 380	24, 100	△ 4, 280	△ 15.1	51, 070	42,610	△ 8,460	△ 16.6				
貨 <sup>ス 普</sup> 用 最大積載量が2トン以下のもの	20, 580	17, 790	△ 2,790	△ 13.6	35, 630	30, 110	△ 5,520	$\triangle$ 15.5				
■自 =	21, 130	18, 230	△ 2,900	△ 13.7	36, 710	30, 980	△ 5,730	$\triangle$ 15.6				
動 節	19, 120	16, 900	$\triangle$ 2, 220	△ 11.6	32, 730	28, 370	△ 4,360	△ 13.3				
小型貨物自動車及び 営 業 用	18, 160	15, 830	△ 2,330	△ 12.8	30, 840	26, 240	△ 4,600	△ 14.9				
けん引小型貨物自動車 自 家 用	14, 280	12,850	△ 1,430	△ 10.0	23, 150	20, 340	△ 2,810	△ 12.1				
小型二輪 自動車	7, 270	7,010	△ 260	△ 3.6	9, 270	8, 760	△ 510	$\triangle$ 5.5	11, 230	10, 490	△ 740	△ 6.6
軽 自 動 車 検査対象車	12, 550	11, 440	△ 1,110	△ 8.8	19, 730	17, 540	△ 2, 190	△ 11.1	26, 760	23, 520	△ 3, 240	△ 12.1
軽 自 動 車 検査対象外車	7, 540	7, 100	△ 440	△ 5.8	9, 770	8, 920	△ 850	△ 8.7	11,960	10, 710	$\triangle$ 1, 250	△ 10.5
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	7, 200	6,970	△ 230	$\triangle$ 3.2	9, 130	8, 700	△ 430	△ 4.7				
緊 急 自 動 車	6, 470	6, 350	△ 120	△ 1.9	7, 670	7, 470	△ 200	$\triangle$ 2.6	8,850	8, 570	△ 280	$\triangle$ 3.2
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	10, 250	9, 570	△ 680	△ 6.6	15, 170	13, 850	△ 1,320	△ 8.7	19, 990	18, 040	△ 1,950	△ 9.8
品 小型二輪自動車	7, 100	6,890	△ 210	△ 3.0	8, 930	8, 530	△ 400	$\triangle$ 4.5	10, 730	10, 140	△ 590	△ 5.5
自動 転 白 動 東 検 査 対 象 車	7, 100	6,890	△ 210	△ 3.0	8, 930	8, 530	△ 400	$\triangle$ 4.5	10, 730	10, 140	△ 590	△ 5.5
車 軽 自 動 車 検査対象外車	7, 100	6,890	△ 210	△ 3.0	8, 910	8, 510	△ 400	$\triangle$ 4.5	10,680	10, 100	△ 580	△ 5.4
特霊きゅう自動車	6, 740	6, 580	△ 160	$\triangle$ 2.4	8, 220	7, 930	△ 290	$\triangle$ 3.5				
種 教 習 用 自 動 車	6, 740	6, 580	△ 160	$\triangle$ 2.4	8, 220	7, 930	△ 290	△ 3.5				
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	13, 930	12,670	△ 1,260	△ 9.0	22, 450	19, 980	△ 2,470	△ 11.0				
小型二輪自動車	8, 750	8, 280	△ 470	△ 5.4	12, 200	11, 290	△ 910	△ 7.5	15, 580	14, 230	△ 1,350	△ 8.7
動物類類類	8, 750	8, 280	△ 470	△ 5.4	12, 200	11, 290	△ 910	$\triangle$ 7.5	•	·	·	
車 他 軽自動車 検査対象外車	8, 750	8, 280	△ 470	$\triangle$ 5. 4	12, 180	11, 270	△ 910	$\triangle$ 7.5	15, 540	14, 200	△ 1,340	△ 8.6
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 250	5, 320	70	1. 3	5, 250	5, 430	180	3.4	•			
	5, 250	5, 320	70	1. 3	5, 250	5, 430	180	3.4				
被けん引軽自動車検査対象外車	5, 270	5, 340	70	1. 3	5, 270	5, 450	180	3.4	5, 280	5, 560	280	5.3
原動機付自転車	7, 070	6, 910	△ 160	$\triangle$ 2.3	8, 850	8, 560	△ 290	△ 3.3	10, 590	10, 170	△ 420	△ 4.0

(注)保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で割り引いている。